

流山市まちづくり条例に係る検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 流山市まちづくり手法検討業務において、都市計画法や建築基準法等による、まちづくりに関する条例や規則(以下「まちづくり条例等」という。)を策定するにあたり、流山市まちづくり条例に係る検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(役割)

第2条 検討委員会の役割は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 流山市まちづくり条例に係る策定会議が作成したまちづくり条例等の素案を基に、策定に向けて調整を図ること。
- (2) その他、まちづくり条例等の策定に関して必要な事項。

(構成)

第3条 検討委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者 6名程度
- (2) 公募による市民 3名程度

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1号に掲げる学識経験者とし、副委員長は、委員長が指名したものとする。
- 3 委員長は、会議を総理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあったときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 検討委員会は必要に応じて、委員長が招集するものとする。

- 2 検討委員会は、構成員の半数以上の出席をもって開催する。
- 3 委員長は、必要があると認める場合は、関係者の出席を求め説明又は意見を聞くことができる。

(公開)

第6条 検討委員会は、原則として公開で行うものとする。

(会議結果の公開)

第7条 検討委員会の議事録は、公開するものとする。

(庶務)

第8条 検討委員会に関する庶務は、都市計画部都市計画課において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項が生じたときは、委員長が別に定める。

(附則)

1 この要綱は、平成22年5月19日から施行する。